

緑ヶ丘小教職員 いじめ対応自己評価

記入日	年	月	日
記入者			

Ⅰ 子どもの変化を見逃さないために

※ できていれば☑ できていなければ□

【 子どもへの対応 】

- ☐ 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- ☐ 子どもの顔を見ながら健康観察をして 子どもの体調に気を配っている
- ☐ 子どもの提出物や学用品の忘れ物に気を配っている
- ☐ 子どもの服装の汚れや破れに気を配っている
- ☐ 子ども同士の呼び名に気を配っている
- ☐ 子どもの不適切な発言を聞き流さず その場で注意・指導している
- ☐ 授業において 一人一人の意見を大切にする子ども同士の話し合いの場作りを心がけている
- ☐ 席替えやグループ活動をする際 子どもたちの関係性に気を配っている
- ☐ 子どもの給食の食べ残しに気を配っている
- ☐ 教室の子どもの机の中を確認している
- ☐ 積極的に子どもたちに話しかけたり 話を聞いたりして よりよい関係づくりを心がけている
- ☐ 子どもたちのよいところをみつけて 称賛するようにしている
- ☐ 子どもを指導する際 一方的に強い叱責をするのではなく 子どもが納得できるような指導をしている
- ☐ 整理整頓に心がけ 落ち着いた環境づくりを心がけている

【 保護者への対応 】

- ☐ 子どもの頑張りを伝える通信づくりをしている
- ☐ 気になる出来事については迅速・丁寧な連絡を心がけている
- ☐ 子どものよいことについても積極的に家庭に伝えるようにしている
- ☐ 保護者が相談しやすい関係づくりを心がけている
- ☐ 参観日の学級懇談で保護者が意見交換しやすい場づくりを工夫している

【 情報共有 】

- ☐ 子どもの話題を日常的に職員室で話している
- ☐ 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- ☐ 気になる出来事については早めに管理職へ報告している
- ☐ 養護教諭と情報共有している
- ☐ 専科の教職員や学年部の教職員 事務室の教職員と情報共有している
- ☐ スクールカウンセラーと情報共有している
- ☐ いじめに関するニュースや研修した内容等を教職員同士で伝え合っている

2 適切ないじめ対応のために

【 自身の行動 】

- ☐ 自校の「いじめ防止基本方針」の内容を理解し実践している
- ☐ 子どもの心情に寄り添っていじめを認知し 対応しようとしている
- ☐ 心のアンケートの情報を確実に把握している
- ☐ いじめ防止に関する研修や校内での取組を日常の指導に生かしている

【 情報共有 】

- ☐ 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- ☐ 子どもの気になる様子を見聞きしたら 関係職員や管理職等に報告している
- ☐ 心のアンケートに関する情報や気になる児童の情報は 他の教職員と情報共有している

【 子ども・保護者への対応 】

- ☐ 子どもに対し いじめは絶対に許せない行為であることを 各教科 道徳 特別活動等を通して 計画的に指導している
- ☐ 子どもに対し いじめの行為を見聞きした場合には 見て見ぬふりをせず その場で指導した上で 必ず他の教職員にも伝えるようにしている
- ☐ 子どもたちがいじめ問題に対して主体的に取り組める場を工夫している
- ☐ 保護者に対し PTA 総会 参観日 学校便り等の機会を活用しいじめ防止のための取組を伝えている
- ☐ 子どもや保護者に対し いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口もあることを伝えている

3 管理職としての校内体制づくりのために

【 日々の体制 】

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を 職員会等で共通理解している
- ☐ 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しのよい環境づくりにつとめている
- ☐ いじめ発見の情報や心のアンケート結果がすぐに管理職に届くような体制づくりをしている
- ☐ いじめ発見の際は はぐくみ推進委員会を開いて対応を検討し 組織的に取り組むようにしている

【 計画的実施 】

- ☐ はぐくみ委員会を定期的実施して 組織的にいじめ問題対応に取り組んでいる
- ☐ 児童会活動を生かすなど いじめ問題に児童が主体的に取り組める工夫をしている
- ☐ いじめに関する職員研修を実施している
- ☐ PTA 総会 PTA 運営委員会 参観日 学校便り等を活用して 保護者と連携しながらいじめに関する取組ができるようにしている
- ☐ いじめに関して 地域・関係機関等との情報交換・連携ができるようにしている

【 点検・評価 】

- ☐ 定期的にいじめ対応チェックリストを生かした評価と見直しをしている
- ☐ 学校いじめ防止基本方針を学校 HP に掲載するとともに 保護者・地域や児童に説明をしている
- ☐ いじめ問題に関する対応の教職員自己評価をした上で 学校運営協議会や保護者による学校評価の意見も取り入れながら 必要に応じていじめ防止基本方針を見直している